

# 都城市道路占用料徴収事務に関する取扱指針

平成30年2月

この指針は、都城市道路占用料条例に基づき徴収する占用料の算定方法等の例を示すものである。

**\* 算定する距離又は面積については、0.01㎡又は0.01m未満の端数を切り捨てて算定すること**

## 1 月割計算の算式及び端数計算の仕方

### ア 月割計算算式

$$A \times B \times C \times 1 / 12 = D$$

A：年額の占用料金

B：占用延長（面積） …… 占用物件1件ごと0.01m又は0.01㎡未満の端数を切り捨てて算定すること。

C：占用期間 …… 月末満は1月とすること。

D：徴収すべき占用料金 …… 円未満の端数金額は切り捨てること。

（注） 計算の順序は、前乗後除とすること。

### イ 端数計算について

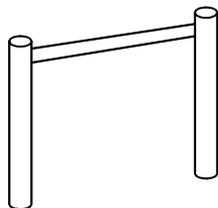
「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条に基づき円未満の端数は切り捨てる。この場合、端数計算は、許可1件当たりの確定金額による。

## 2 占用数量のとり方

占用料の単価は、道路を実際に使う面積に応じて決定している。  
したがって占用数量は、占用の様相がそれぞれ独立したものか、一体となって不可分のものであるかでカウントが異なる。

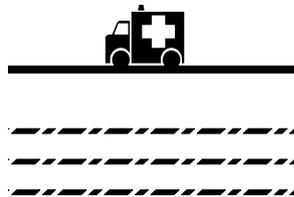
### （例1）電柱と地下管路

電柱



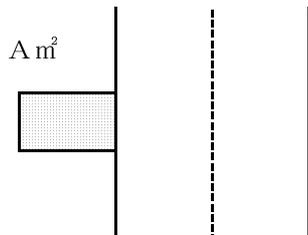
占用料単価 × 2本

地下管路 (0.01m未満)

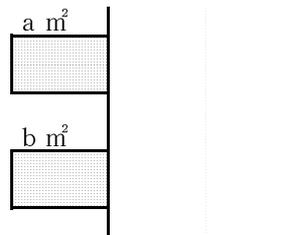


占用料単価 × 10.52m × 3本

### （例2）道路敷の敷地



占用料 =  $A \text{ m}^2$  × 占用料単価



占用料 =  $a \text{ m}^2$  × 占用料単価 +  $b \text{ m}^2$  × 占用料単価

**\* a、bが独立した物件である場合は、物件毎に面積を計算する。**

### 3 占有期間のとり方

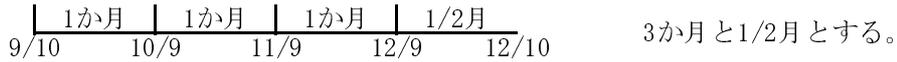
占有期間の月の計算は民法143条（暦的計算法）により処理することとなる。  
 なお、道路に関する占有工事期間は、占有期間に含まれるものとする。

(例1) 6月1日～9月30日、又は11月15日～3月14日の場合  
 4か月とする。

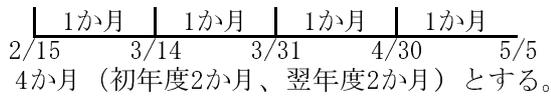
(例2) 12月15日～2月5日の場合



(例3) 9月10日～12月10日の場合



(例4) 2月15日～5月5日の場合



なお、申請書が事前に提出された場合には、許可年月日と占有期間とがずれていても差し支えない。この場合の占有料の徴収対象となるのは、占有期間とする。

民法第143条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

### 4 減額措置額の決定の仕方

減額措置規定は、一つの物件ごとに定められていると解される。したがって、徴収額は一つの物件で減額し、それに、全体の占有数量を乗じることとなる。

(例)

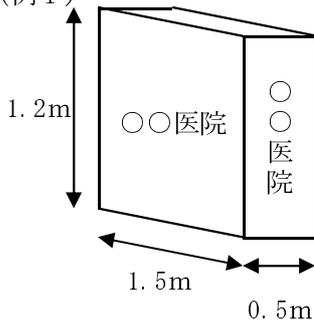
電線共同溝の連系管路外径0.07m未満「単価26円/m・年」の場合  
 $26円 \times 1,000m \times 1/9 = 2,888.89円 \approx 2,888円$

### 5 100円未満の占有料の取扱い

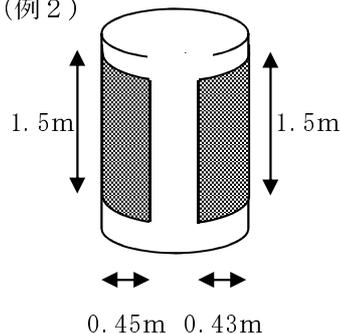
占有料の額は許可1件ごとに調停し、許可1件について100円未満のときは100円とする。ただし、許可1件に複数の占有物件がある場合は合計した金額で行う。（例 本柱 1本 1ヶ月 91円・支線柱 1本 1ヶ月 5円の場合、 $91円 + 5円 = 96円 \approx 100円$ ）

### 6 看板・標識の表示面積の計算方法

(例1)



(例2)



表示面積  
 $= 1.2\text{m} \times (1.5\text{m} + 0.5\text{m} + 1.5\text{m})$   
 $= 4.2\text{m}^2$

電柱に上図のように巻付けられている看板の表示面積は、それぞれ独立して取扱うものとする。  
 なお、巻付看板は既許可のものを除き1本につき1面とし、対面禁止とする。  
 $1.5\text{m} \times 0.45\text{m} = 0.675\text{m}^2$   
 $1.5\text{m} \times 0.43\text{m} = 0.645\text{m}^2$   
**合計  $0.675\text{m}^2 + 0.645\text{m}^2 = 1.32\text{m}^2$ とする。**

## 7 管類の数量の取扱い

ア 通常の地下埋設管類については、マンホール、ハンドホール、ガスのバーナー及びバルブセット等の施設を含むが、この場合、これらは、占用延長の計算上、接続する管路等とみなす。

### イ 鞘管の場合

#### ① 単独鞘管

鞘管の占用料については、管路の単価を適用して当該鞘管の外径により算定した額を徴収する。

#### ② 共同鞘管

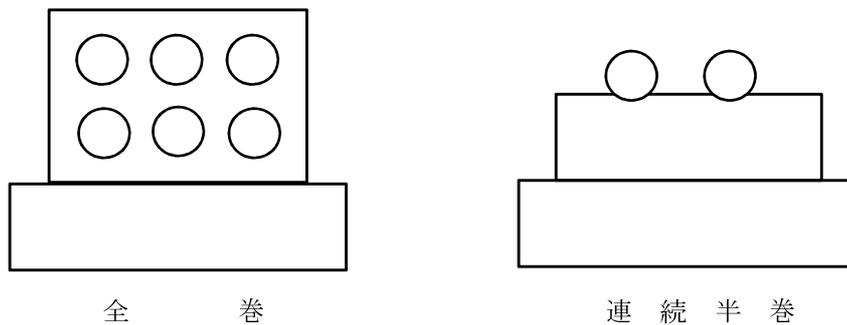
鞘管を所有している事業者については、管路の単価を適用して当該鞘管の外径により算定した額を徴収する。その他の事業者については、鞘管の単価を適用して鞘管に收容されている管路の外径により算定した額を徴収する。

### ウ 地下ケーブルが数条まとまって埋設されている場合の取扱い

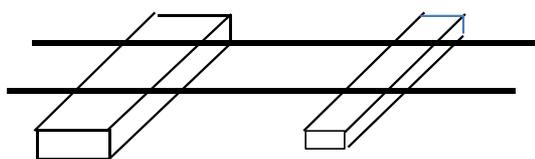
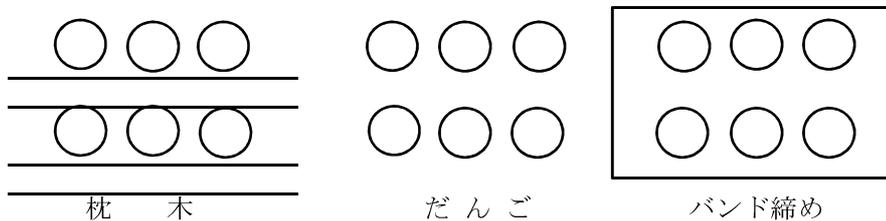
同一箇所に集約して設置されているものの占用料は、コンクリート巻き等により一体構造されているものについては、これを一つの管路とみなし、その垂直投影幅を外径とし、その他のものについては一本ごとの管路について算定する。

これを具体的に図に表わすと次のとおりとなる。

(a) コンクリート巻き等により一体構造とされているもの



(b) その他のもの



部分半巻

8 法32条第1項第1号物件（電柱・電話柱・支柱・支線柱・支線等）の取扱い

【電柱・電話柱】



【本柱】  
(有料)

- 第1種電柱・電話柱は自社電線3条まで
- 第2種電柱・電話柱は自社電線4条～5条
- 第3種電柱・電話柱は自社電線6条以上



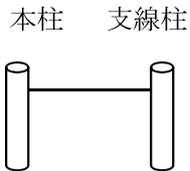
【支線】

- ・本柱が道路敷内にある場合は本柱の占用料に含まれる。(免除)
- ・本柱が道路敷外にある場合は上空に設ける線類とし、投影延長で計算する。投影延長不明の場合は、5mとして計算する。(有料)



【支柱】

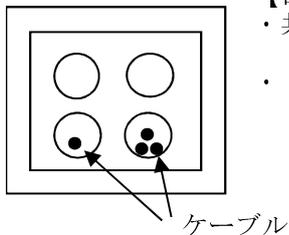
- ・本柱が道路敷内にある場合は本柱の占用料に含まれる。(免除)
- ・本柱が道路敷外にある場合はその他の柱類として計算する。(有料)



【支線柱】  
(有料)

- ・その他の柱類として計算する。

※ 本柱が道路敷地、公園敷地その外市有地に在り、支線及び支柱が道路敷地その他市有地に在る場合は本柱が在る担当課が占用料を徴収し、支線及び支柱が在る担当課は免除とする。

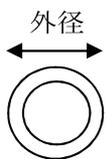


【電線共同溝】

- ・共同溝内のケーブルについて占用料が発生。
- ・『地下電線その他地下に設ける線類（4円/m）』の単価適用し20%を減額

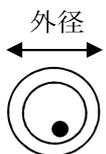
9 法32条第1項第2号物件（地下埋設管等）の取扱い

【地下埋設管】



【地下埋設管】

- ・占用料単価は外径で適用。
- ・上下水道・農業用水・雨水・ガスの引込み管については占用料は免除



【自社管路】

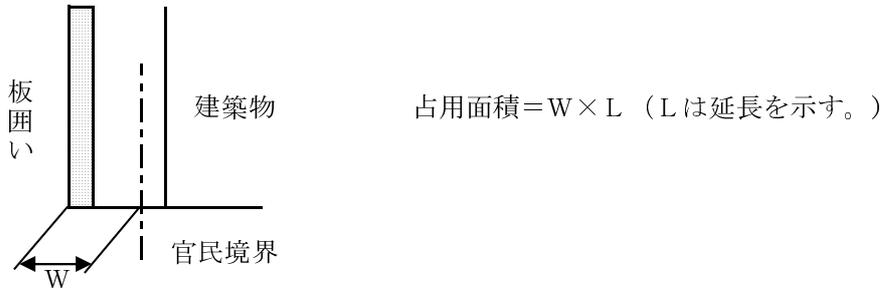
- ・占用料単価は鞘管の外径で適用。

1 0 施行令第7条第2項及び同条第3項物件（工事用施設、工事用材料）の取扱い

・公共工事の場合に、市の管理地を現場事務所等で借用に来たときは、国・県からの申請の場合には免除するが、個人・業者が申請の場合には占用料を徴収する。

・道路管理者が出す工事の現場事務所等の占用料については、施工区域内では無料だが、供用中の道路区域内では占用料を徴収する。

・工事用板囲いの占用面積の算出は次のとおり道路が側に突出した先端からの投影面積による。



1 1 条例別表中A（近傍類似の土地の固定資産税評価額）で算定する場合の取扱い

・この占用物件に係るものについては、占用期間更新時の近傍類似の土地の固定資産税評価額を基に単価を算定すること。

1 2 道路占用物件を占用者の都合で取りかえる場合の取扱い

・占用物件は対物主義でとらえるべきであるとの見解から

ア 従来の物件と同一の物件と取替える場合（コンクリート柱→コンクリート柱）  
変更許可で対応する。調定の必要はない。

イ 電柱、電話柱等木柱をコンクリート柱に取りかえる場合  
占用の廃止、新規で対応し、占用料は還付しない。調定する。

ウ 電話柱を電柱との共架にするため構造的に変わる場合  
占用の廃止、新規で対応し、占用料は還付しない。調定する。

1 3 占用期間中に占用許可を廃止し、取り消した場合の占用料の還付

ア 占用者の都合により占用廃止等を行う場合  
占用料は還付しない。

イ 道路法第71条第2項第1号の規定により占用廃止等を行う場合（道路管理者の都合により行う場合）

当該許可の日から当該許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は還付する。

1 4 消費税の取扱い

・占用期間が、1月以上の場合は非課税、1月未満の場合は課税の対象である。  
・1月未満である場合に1月分の占用料を収受するときであっても、実際の占用期間が1月未満であることから、その占用料は課税の対象となる。（国税庁）